# ○警察犬運用要綱の制定について

平成19年10月1日 大通達甲(刑)第2号 大分県警察本部長から 本部各課・所・隊・室 長、各警察署長あて

改正 平成23年7月1日付け大通達甲(刑)第4号

大分県警察における警察犬の嘱託及び運用について、「警察犬運用要綱」を別添のとおり 定め、平成19年10月1日から施行することとしたので、事務処理に誤りのないようにさ れたい。

(鑑識課企画・指導係)

別添

# 警察犬運用要綱

# 第1 趣旨

この要綱は、犯罪捜査等において警察犬の効果的な運用を図るため、警察犬の嘱託及び 出動に関し必要な事項を定めるものとする。

# 第2 警察犬審査委員会

- 1 警察本部に、警察犬審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は刑事部長を、副委員長は刑事部鑑識課長をもって充て、委員は刑事部鑑識課 員及び警察犬について知識、経験を有する者のうちから委員長が指名する。
- 4 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 警察犬の嘱託に必要な審査を行うこと。
  - (2) 警察犬の嘱託に必要な審査基準及び審査要領を定めること。
- 5 委員会の庶務は、刑事部鑑識課において処理する。

### 第3 警察犬の審査

委員会は、毎年1回以上、警察犬の嘱託に必要な臭気選別、足跡追及、爆発物捜索、捜索救助(以下「嘱託種目」という。)に関する実技審査を行い、委員長は、その結果に審査を受けた警察犬ごとの過去の実績等警察犬の嘱託に参考となる事項を添えて警察本部長に報告するものとする。

#### 第4 警察犬の嘱託

警察本部長は、前記第3により委員長から審査結果の報告を受けた都度、審査結果及び 過去の実績等を総合的に判断し、優秀と認めた警察犬を嘱託種目ごとに大分県警察の警察 犬に嘱託し、その所有者に対し嘱託書(第1号様式)を交付するものとする。

## 第5 警察犬指導士の嘱託

警察本部長は、前記第4により嘱託された当該警察犬(以下「嘱託警察犬」という。) の訓練を行う者を警察犬指導士(以下「指導士」という。)として嘱託し、嘱託書(第2 号様式)を交付するものとする。

## 第6 被服の貸与等

- 1 警察本部長は、前記第5により嘱託した指導士に対し、大分県嘱託警察犬指導士証(第3様式。以下「身分証」という。)、大分県嘱託警察犬指導士証入れ(第4様式。以下「身分証入れ」という。)及び必要な被服を貸与するものとする。
- 2 指導士に貸与する被服については、別に定める。

# 第7 嘱託の期間

嘱託警察犬及びその指導士の嘱託期間は、その嘱託警察犬の能力等を勘案し、嘱託の日から起算して、甲(2年)及び乙(1年)の2種類とする。ただし、警察本部長が必要と認めたときは、当該期間を変更することができる。

#### 第8 嘱託の取消し

警察本部長は、嘱託警察犬が次の各項の一に該当することとなったときは、前記第7の嘱託期間満了前であっても、当該嘱託警察犬及びその指導士の嘱託を取り消すものとする。

- (1) 所有者又は指導士が変わったとき。
- (2) 所有者又は指導士が嘱託を辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他嘱託をしておくことが適当でないと認めるとき。

#### 第9 運用責任者

- 1 嘱託警察犬の運用責任者は、刑事部鑑識課長とする。
- 2 運用責任者は、嘱託警察犬の運用についてその責めに任ずるものとする。

# 第10 嘱託警察犬の活用

警察署長又は犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第22条に規定する捜査本部の長(以下「警察署長等」という。)は、犯罪捜査等において足跡、遺留品等と認められるものがあるなど嘱託警察犬の活動が可能と認めるときは、嘱託警察犬を活用することができる。

## 第11 出動要請等

- 1 警察署長等は、嘱託警察犬を活用するときは、速やかに運用責任者に対し、嘱託警察 犬の出動を要請すること。
- 2 運用責任者は、前記1による出動の要請があった場合において必要があると認めると きは、直ちに嘱託警察犬を出動させること。
- 3 運用責任者は、嘱託警察犬の出動を必要とする事案の発生を認知したときは、警察署

長等の出動要請を待つことなく、嘱託警察犬を出動させることができる。

4 前記1の場合において、警察署長等は、急を要し、かつ、運用責任者に対し出動の要請をするいとまがないときは、直接出動させることができる。ただし、この場合においては、事後速やかに運用責任者に対し、その旨を通知すること。

# 第12 報告

警察署長等は、嘱託警察犬を活用したときは、速やかに運用責任者に対し、事案の概要とその結果を報告すること。

# 第13 謝金等

- 1 警察署長等は、嘱託警察犬を活用したときは、運用責任者を経由して警察本部長に謝金を請求すること。
- 2 警察本部長は、前記による請求があったときは、別に定める支給基準に従い、その都 度、謝金を支出するものとする。

# 第14 運用上の留意事項

- 1 運用責任者は、台帳等を備え付け、嘱託警察犬の運用状況を明らかにしておくこと。
- 2 運用責任者は、嘱託簿を備え付け、嘱託警察犬及び指導士の嘱託状況を明らかにして おくこと。
- 3 運用責任者は、管理簿を備え付け、身分証、身分証入れ及び被服の貸与状況を明らか にしておくこと。
- 4 運用責任者は、指導士がその身分を失したときは、指導士に対し、速やかに身分証、 身分証入れ及び被服を返納させること。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。 附 則(平成23年7月1日付け大通達甲(刑)第4号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

第1号様式(第4関係)

第号

嘱託書

犬 名

号

所有者

殿

大分県警察の[嘱託種目]犬(甲又は乙)

に嘱託します

年 月 日

大分県警察本部長

印

第2号様式(第5関係)

第号

嘱託書

(住所)

殿

あなたを大分県嘱託警察犬指導士(甲又は

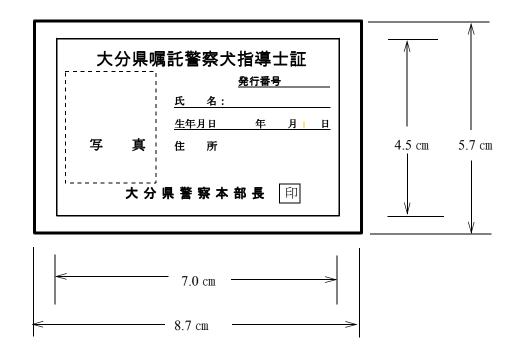
乙) に嘱託します

年 月 日

大分県警察本部長

印

# 大分県嘱託警察犬指導士証



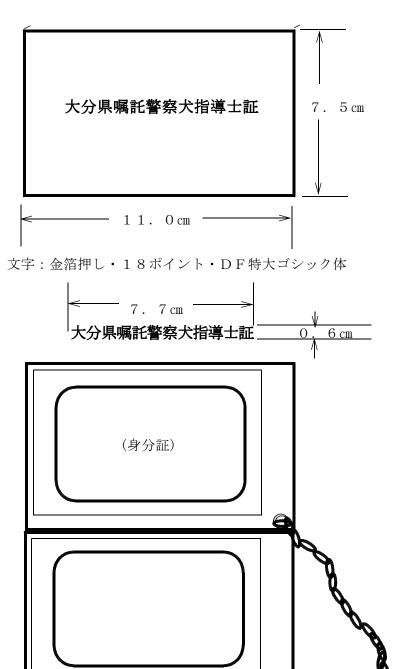
備考: 写真は、2.5cm×3.0cm大で、上半身無帽のものとする。

# OITA POLICE DOG

- 本証は、大分県嘱託警察犬指導士であることを証するもので、他に効力は発しない。
- 本証は、警察署長等からの要請に基づく現場活動時に携帯し、必要ある場合は提示しなければならない。
- 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 本証は、大分県嘱託警察犬指導士の身分を失したときは、 直ちに返納しなければならない。
- ◆ 本証を亡失、汚損、又は棄損等した場合及び記載事項に 変更があった場合は、届け出なければならない。

# 第4号様式(第6関係)

大分県嘱託警察犬指導士証入れ



素材: 牛革 色: ブラック

仕様:二つ折り・2個パス入・チェーン付